

## 応答要領

令和 2 年 3 月 27 日現在

## 問1 日本における新型コロナウイルス感染症拡大の状況如何。

日本における新型コロナウイルス感染症拡大の状況については、以下の厚生労働省による最新情報を確認願いたい。

厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html)

また、新型コロナウイルス感染症に関する日本政府の対応については、以下の最新情報を確認願いたい。

官邸HP [https://japan.kantei.go.jp/ongoingtopics/\\_00011.html](https://japan.kantei.go.jp/ongoingtopics/_00011.html)

## 問2 JET参加者の勤務状況如何。

JETプログラム参加者については、基本的には、他の日本人職員と同様に、感染を避けるための、在宅勤務や時差出勤などを励行している。また、JET参加者が休暇を希望する場合、任用団体が認めれば休暇を取得することも可能である。個々の任用団体の事情により、勤務形態や休暇の取り扱いが異なる場合があるところ、まず、それぞれの任用団体に相談いただきたい。

## 問3 ALTが勤務する学校の状況(休校措置や再開の見込みなど)はどうなっているのか。

2月27日の内閣総理大臣の指示を受け、感染リスクを予防する観点から文部科学省が全国の学校の休校措置を要請し、ほとんど全ての小・中・高等学校が休校措置をとった。その後、3月24日付けで文部科学省が学校の再開についてガイドラインを示したところ。4月以降、各地域の状況により、授業が再開されていくことが見込まれる。(日本の学校は、3月下旬から4月上旬にかけて春期休業となることが一般的である。)

ガイドラインでは、学校再開後も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すこととしている。学校再開後、児童生徒や教職員の感染が判明した学校においては、臨時休校等の適切な措置を行うこととし、学校再開のガイドラインと同時に臨時休業のガイドラインも通知している。

また、授業が行われる場合であっても、ALTの勤務については、地域や学校の実情に応じて、他の教職員同様に、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進することや、ALTが学校へ出勤を必要としない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置をするなど、柔軟な対応を行うよう、自治体等に対して周知を行っている。

文科省HP [https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) (日本語)  
(教育活動の再開等について)

[https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) (日本語)  
(外国語指導助手(ALT)等の勤務への配慮について)

## 問4 JETプログラム参加者の安全確保状況如何。

JET参加者の安全確保については、地域の感染状況等に応じ、任用団体からの指示・連絡等に従い、安全に過ごすよういただきたい。

仮にJET参加者が罹患した場合には、病気休暇を取得させることや、発熱等の風邪症状により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、特別休暇を取得させること、JET参加者

が濃厚接触者であるなど、本人が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には自宅勤務や職務専念の義務の免除により職場に出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等に則り服務について引き続き適切な取り扱いを行っていただくよう、任用団体に対し周知している。

問5 JETプログラムとして、新型コロナウイルス感染症拡大に関し、どのような対応を行っているか。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、JETプログラムとしては、JET参加者の安心・安全を確保することが重要と考えており、状況を注視しながら、対応を進めている。一例として、(一財)自治体国際化協会(CLAIR:クリア)のウェブサイトで、外国人向けに多言語により、新型コロナウイルスの感染に関する予防対策や相談センター等の情報提供を行い、ウェブサイトをクリアニュース(JETプログラム参加者へ向けたメーリングリスト)で案内した。今後も随時更新していく。  
クリアHP <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/information/index.php>

問6 現在日本で勤務するJET参加者に、日本にとどまるよう指示しているのか、母国へ帰国するよう指示しているのか。

JETプログラムとして、JET参加者に対し、母国へ帰国するようといった指示は行っていない。

問7 現在日本で勤務するJET参加者が、一時帰国もしくは、JETプログラム参加を取りやめて帰国することは可能か。

JET参加者の希望により一時帰国することも可能であるが、日本政府における入国制限の措置や、帰国先の渡航情報、航空便の運航状況によっては、戻ってこられない場合もあるので、任用団体とよく相談していただきたい。

また、任期の途中で帰国することについては、任用団体とよく相談していただきたい。なお、帰国費用については、基本的に任期を満了した場合のみ支給されるものである。

問8 34期(2020年)JETプログラム応募者に関し、訪日日程変更等の影響はあるか。

4月来日については、各国の状況に鑑み、訪日日程を延期したところ。新たな来日日程は、日本政府の査証制限や、検疫強化の措置の解除、渡航が可能になること等の状況を勘案して今後決定する。

9月来日については、現時点では予定通りと考えているが、いずれにしてもJET参加者が安心して訪日し、任用団体が円滑に受け入れられることが必要であるため、今後の状況を注視しながら、必要な対応を検討する。